

(様式第3号)

「やまなし土木施設環境ボランティア推進事業」に関する合意書

環境ボランティア名（以下「環境ボランティア」という。）、〇〇〇〇市（町・村）長（以下「市（町・村）」という。）及び山梨県〇〇建設事務所長（以下「県」という。）は、やまなし土木施設環境ボランティア推進事業実施要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、道路、河川、公園（以下「土木施設」という。）の美化活動等に関し、次のとおり合意する。

(活動箇所)

第1条 環境ボランティアの活動箇所は、次のとおりとする。

土木施設の 名称及び箇所等	国道 号 ・ 県道 線 ・ 町道 線
	川 ・ 公園
	市町村 地区 ～ 地区
	区間の延長 メートル ・ 面積 平方メートル

(環境ボランティアの役割)

第2条 環境ボランティアが年間を通して活動する内容は、次のとおりとする。

- ①土木施設内の清掃・除草・除雪・花の植栽・（ ）による美化活動
- ②情報の提供（公共施設の破損等の連絡）

(県の役割)

第3条 県は、美化活動等に必要な道具及び安全確保のための簡易バリケード等を環境ボランティアに現物支給するものとする。

- 2 県は、環境ボランティアの名称等を表示した認証プレートを支給し、環境ボランティアは対象箇所のうち施設管理上支障のない場所に認証プレートを設置するものとする。
- 3 県は、環境ボランティアを対象に、県の負担でボランティア保険に加入するものとする。

(活動に伴うごみ等の処分)

第4条 環境ボランティアは、第2条の活動によって生じたごみ等は、市（町・村）の定める分別方法及び回収方法により、適正に処分するものとする。

- 2 市（町・村）は、前項のごみ等の処分に協力するものとする。

(安全の確保)

第5条 環境ボランティアは、第2条の活動を行う際には、自己の判断と責任において作業を行うものとし、活動により発生した事故及び第三者との紛議等については、当事者若しくは当事者間で解決するものとする。

なお、所長は、環境ボランティアの活動による事故の防止について、指導助言できる

ものとする。

(施設管理者の指示)

第6条 環境ボランティアは、施設管理上その他やむを得ない事情により、第1条の対象箇所に変更が生じたときは、施設管理者の指示に従うものとする。

(報告等)

第7条 環境ボランティアは、第2条の活動中に事故等が発生した場合は、直ちに県及び市(町・村)に連絡するとともに必要な指示を受けるものとする。

2 環境ボランティアは、年間活動計画書を合意書取交わし後に、次年度以降分については、3月末日までに県に提出するものとする。

3 環境ボランティアは、活動に参加する者のボランティア保険に係る書類を速やかに提出するとともに、変更が生じた場合(次年度メンバー変更含む)も同様とする。

4 環境ボランティアは、年間活動報告書を3月末日までに県に提出するものとする。

(合意の解除)

第8条 県は、環境ボランティアが辞退を申し出たとき、環境ボランティアが施設管理に関する法令・条例に違反したとき、環境ボランティアが合意書に定められた義務を履行しないと認められたとき、その他環境ボランティアとしてふさわしくないと認められたときは、合意書を解除し、認証プレートを撤去するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この合意書について定めのない事項又は疑義が生じたときは、環境ボランティア、市(町・村)、県が協議して定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

環境ボランティア

住所(所在地)

名称

代表者名

印

〇〇市(町・村)長

印

施設管理者

〇〇建設事務所長

印